

大口町告示第75号

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年5月29日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱（平成23年大口町告示第26号）の一部を次のように改正する。

別表第3 地域活動支援センター事業の項備考の欄中「420円」を「300円」に、「\*食事については平成27年3月31日までの経過措置」を「\*食事加算については平成30年3月31日までの経過措置（ただし、平成27年4月1日から平成27年6月30日までは420円とする。）」に改める。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。